

令和4年第1回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（その9）

堺 市 議 会

目 次

	頁
議員提出議案第 1号 堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する 条例の一部を改正する条例……………	3
議員提出議案第 2号 堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を 改正する条例……………	7
参考資料	
新旧対照表……………	9

令和4年2月15日

堺市議会議長
池尻秀樹様

提出者

堺市議会議員
同
同
同
同
同
同

加藤慎平
上野充司
西川知己
札場泰司
的場慎一
西田浩延
上村太一
水ノ上成彰

堺市議会議員
同
同
同
同
同
同

中野貴文
藤井載子
伊豆丸精二
青谷幸浩
黒田征樹
井関貴史
三宅達也
米田敏文

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第1号 堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

理由

堺市議会議員の議員定数を48人から41人に改め、これに伴い各選挙区において選出する議員の数について必要な改正を行うために本条例案を提案するものである。

堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する 条例の一部を改正する条例

堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成18年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「48人」を「41人」に改める。

第2条の表中

「

堺区	9人
中区	7人
東区	5人
西区	8人
南区	8人
北区	9人

を

」

「

堺区	7人
中区	6人
東区	4人
西区	7人
南区	7人
北区	8人

に改める。

」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。

（経過措置）

- 2 次の一般選挙により選出された者が議員として就任するまでの間における堺市議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、この条例による改正後の堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和4年2月15日

堺市議会議長
池尻秀樹様

提出者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同

加藤慎平
上野充司
西川知己
札場泰司
的場慎一
西田浩延
上村太一
水ノ上成彰

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同

中野貴文
藤井載子
伊豆丸精二
青谷幸浩
黒田征樹
井関貴史
三宅達也
米田敏文

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第2号 堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

理由

堺市議会議員の議員報酬の月額を、令和4年4月1日から令和5年4月30日までの特例期間の間、堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）別表に規定する額から、議会議長及び議会副議長にあってはその100分の20に相当する額を減額し、それ以外の議員にあっては、議会議員について同表に規定する額からその100分の20に相当する額を減じた額とするために本条例案を提案するものである。

議員提出議案第 2 号

堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（令和 3 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 4 月 3 0 日」に、「1 0 0 分の 5」を「1 0 0 分の 2 0」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

新旧対照表

＜議員提出議案第1号 堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例＞
 堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成18年条例第49号）新旧対照表

現行	改正後（案）																																
<p>(議員の定数)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、堺市議会議員（以下「議員」という。）の定数は、<u>48人</u>とする。</p> <p>(平25条例34・一改)</p> <p>(各選挙区において選挙すべき議員の数)</p> <p>第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="853 1590 1244 2016"> <thead> <tr> <th>選挙区</th> <th>議員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堺区</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>中区</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>東区</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>西区</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>南区</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>北区</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>美原区</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table>	選挙区	議員数	堺区	9人	中区	7人	東区	5人	西区	8人	南区	8人	北区	9人	美原区	2人	<p>(議員の定数)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、堺市議会議員（以下「議員」という。）の定数は、<u>41人</u>とする。</p> <p>(平25条例34・一改)</p> <p>(各選挙区において選挙すべき議員の数)</p> <p>第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="853 705 1244 1120"> <thead> <tr> <th>選挙区</th> <th>議員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堺区</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>中区</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>東区</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>西区</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>南区</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>北区</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>美原区</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table>	選挙区	議員数	堺区	7人	中区	6人	東区	4人	西区	7人	南区	7人	北区	8人	美原区	2人
選挙区	議員数																																
堺区	9人																																
中区	7人																																
東区	5人																																
西区	8人																																
南区	8人																																
北区	9人																																
美原区	2人																																
選挙区	議員数																																
堺区	7人																																
中区	6人																																
東区	4人																																
西区	7人																																
南区	7人																																
北区	8人																																
美原区	2人																																
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、次の一般選挙から施行する。</p>																																	

(経過措置)

2 次の一般選挙により選出された者が議員として就任するまでの間における堺市議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、この条例による改正後の堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

＜議員提出議案第2号 堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例＞
 堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（令和3年条例第25号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>議会議員の議員報酬の月額を、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間において、堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）別表の規定にかかわらず、議会議長及び議会副議長にあっては同表に規定する額からその100分の5に相当する額を減じた額とし、議会議長及び議会副議長以外の議員にあっては同表に規定する議会議員の報酬の額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額については、同表に規定する額とする。</p>	<p>議会議員の議員報酬の月額は、令和4年4月1日から令和5年4月30日までの間において、堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）別表の規定にかかわらず、議会議長及び議会副議長にあっては同表に規定する額からその100分の20に相当する額を減じた額とし、議会議長及び議会副議長以外の議員にあっては同表に規定する議会議員の報酬の額からその100分の20に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額については、同表に規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>

令和4年第1回市議会(定例会)付議案件綴(その9)

令和4年2月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-21-0057